

# 任意継続組合員の皆さまへのお知らせ

任意継続組合員の期間(2年間)が満了になる方につきましては、満了の翌日から「他の健康保険制度」に加入しなければなりません。

その加入手続きの際に必要な「任意継続組合員資格喪失証明書」(発行申請不要)を**3月15日(金)にご自宅あてに送付**いたしますのでご確認のうえ、紛失しないよう大切に保管してください。

なお、期間満了後は、保険証等(任意継続組合員証、限度額適用認定証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証など)を速やかに返納してください。

※期間満了後に保険証を提示して医療機関等を受診した場合は、不正受診となり、医療費を返還いただくこととなりますのでご注意願います。

見本

## 任意継続組合員資格喪失証明書

記号	埼 999	番 号	9999
組合員氏名	共済 太郎	性別	男
生年月日	昭和34年10月10日		
資格喪失年月日	令和6年4月1日		

被扶養者氏名	性別	生年月日	資格喪失年月日
共済 花子	女	昭和35年3月3日	令和6年4月1日
以下余白			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年4月1日

埼玉県市町村職員共済組合  
理事長 富岡勝雄

印